

総務くらし建設委員会会議録	
開 会 日	令和6年12月2日（月）午前9時30分
閉 会 日	令和6年12月2日（月）午前11時58分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委 員 長 野村 弘 副委員長 川合ともゆき 伊藤真規子 ささせ順子 田崎あきひさ にしだ亮太 水野勝康 山田かずひこ わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件 のため出 席した者 の職氏名	市長 佐藤有美 市長公室長 日比野裕行 企画政策課福祉の家公民連携推進室長 山本晃司 室長補佐 稲垣道生 総務部長 加藤英之 次長 福岡隆也 行政課長 山田美代子 くらし文化部長 門前 健 次長 高木昭信 環境課長 嵯峨 剛 課長補佐 森 健一 ごみ減量推進係長 大谷 悠 生涯学習課担当課長兼文化の家館長兼公民館長 生田 創 事業係長 黒野雅直 施設係長 近藤一英 建設部長 磯村和慶 次長 矢野克明 みどりの推進課長 吉田 学 農政係長 今井哲夫

計 19 人

職務のため 出席した者 の職氏名	議長 木村さゆり 議会事務局長 横地賢一 主任 今津正文
会 議 録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 70 号 長久手市田園バレー交流施設の指定管理者の指定について

みどりの推進課長

議案第 70 号について説明

山田委員 道の駅は近隣市では瀬戸市の瀬戸しなのや、令和 7 年 8 月 8 日には日進市でマチテラス日進もオープンする予定だが、中日本エクシスの会社の業態からすると、今回の指定管理の提案に田園バレー交流施設を道の駅にするような記載はあったか。

みどりの推進課長

今回の指定管理の提案書には、将来的に道の駅にするというような考えの提案はなかった。

山田委員 提案がなかったということだが、立地的にも良く、もし今後指定管理者から道の駅のような提案が出たらどうするか。

みどりの推進課長

あぐりん村は、あくまで農業交流施設である。可能性はないこともないが、現状ではそのようなことは考えていない。

にしだ委員 中日本エクシスからは令和 7 年度から令和 12 年度までの長期的なビジョンの提案もあったと思うが、印象に残ったことは何か。

みどりの推進課長

指定管理者の募集要項仕様書にも記載したとおり、やはり農業交流施設ということで、今野菜を出荷してくれている農家の方々を大事にすることをお願いしている中で、中日本エクシスは今の形態を維持してくれるところが強く印象に残った。

ささせ委員 今回の指定管理者の選定にあたって、生産者組織「市・ござらっせの会」への情報提供はどのように行われたか。

農政係長 令和 6 年 4 月に「市・ござらっせの会」の総会が開催され、そこで説明をした。選定委員会で中日本エクシス株式会社に決まった後、役員会に出向き正副会長以下役員の方々に説明している。議決

され正式な指定管理者として決まれば、年明けには臨時総会のようなものを開き、令和7年4月の事業開始までに意見交換の場を設け、生産者の方々とできるだけ多く交流しながら、スムーズに事業が始められるよう準備していきたい。

山田委員 売り場の中には野菜だけでなく他の仕入れ商品もあると思うが、今回指定管理という形になり、新しいコーナーを作りたいとか仕入れ値の小さいところにするなどは、指定管理者が決定できるのか。それとも市に了承を得なければならないのか。

みどりの推進課長

議決を得た段階で正式に内容を詰めていくことになるが、どのような売り場にするかということも一緒に考え、指定管理者の実績やノウハウを提供してもらいながら、提案があったものをきちんと共有していきたいと思う。

わたなべ委員 今の野菜売り場は市内で採れた品数が少ないと思うときがあるが、これからも売り場はきちんと確保するか。

みどりの推進課長

野菜売り場の品の確保については、今後年度が替わるまでに詰めていくが、現状としては今と変わらない形で進めていき、良いところは残し、改善すべきところは少しずつ改善していきたい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 71 号 長久手市温泉スタンドの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

議案第 71 号について説明

わたなべ委員 温泉スタンドの設置については運営権者が判断するということが、運営権者が廃止はしないということであれば、そのまま継続して設置されるということでしょうか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

現在、運営権者と今後のことについて協議を進めている。令和7年秋の温泉リニューアルまではそのまま利用できると聞いている。その後については、市と事業者で協議して決めたいと考えている。

伊藤委員 長久手市福祉の家条例が改正されて温泉交流施設が普通財産となり、温泉の保護と住民福祉の向上のため必要な事項を定めていた本条例も廃止となると、市の中では温泉交流施設に対する公共性について何も定めがない状態となるが、問題はないか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

公共施設の運営権を設定するため、公共施設であることについては変わらない。温泉交流施設として一体的に20年間の運営権を設定して運営してもらうので、市としてマイナス要素はほぼないと考えている。温泉スタンドの継続や料金については民間事業者が判断することになる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 73 号 公共施設等運営権の設定について

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

議案第 73 号について説明

山田委員 契約が開始となる令和7年4月1日以降、市として費用は一切かからないということか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

今後の福祉の家温泉交流施設にかかる費用について、運営に関する費用は株式会社GOZAの負担ということで取決めをしている。ただし、福祉の家全体が一つの大きな建物となっており、機械設備や空調設備、消防関係の設備で連動しているものについては分離することが物理的にできないため、そういった館全体にかかる費用については市の負担となる。合わせて、屋根、外壁といったいわゆる構造躯体についても、市の負担となる。大きな費用負担となるのはやはり温泉設備の維持管理の部分であるため、市としては大きな財源の抑制につながると考えている。

山田委員 市が負担する部分について、詳細はどのようなか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

温浴施設の運営に関する設備についてはすべて株式会社GOZAが負担する。ただ、空調設備がいわゆる全館空調となっており、株式会社GOZAの運営部分だけを分離することが物理的にできないため、その点については市の負担が発生するということである。

山田委員 現在、福祉の家の管理はホームックス株式会社に委託されているが、運営が替わっても継続して管理できるのか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

まず、開館時間を延長する提案を受けており、延長によって生じる負担は株式会社GOZAが負担することで協議中である。駐車場の運営、維持管理費については、株式会社GOZAと中日本エクシスと市で費用を分担することとしており、令和7年4月1日までの間に協議を調える予定である。

水野委員 20年という非常に長い期間運営を任せていくことになり、この間市として定期的なモニタリングを実施するとのことだが、どのようなことを予定しているか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

モニタリングについては、適切に公共サービスを提供していくにあたって、市の要求水準として最低限の水準をクリアし、安定的に運営しているかどうかを監視していく。定期的に会合を行ったり、財務に関する資料提出を求めたりと、市の要求水準に合致しているかをしっかり確認していく。そして、資金調達についても金融機関に関わってもらえるように調整を行っている。

水野委員 そうするとモニタリングは市の職員だけで行うのではなく、外部の専門家等も含め多角的に行っていくという理解でよいのか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

モニタリングについては高度な知識と経験を要するということで、令和7年度については委託業務で専門家の支援を得ながら行えるよう当初予算に計上予定である。

にしだ委員 公共施設等運営権者の株式会社GOZAについて、随分安直な名前に感じたが、名前を決めた経緯はあるか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

当初先方が考えていた名前は「株式会社ござらっせ」であり、今まで20年以上に渡って運用してきた長久手温泉ござらっせの取組や考え方を基本的にはそのまま踏襲して、市民の利用者のサービスの向上につなげたいという思いで考えたとのことだった。しかし、名称が「株式会社ござらっせ」だと現在の長久手温泉ござらっせと混乱するのではないかと伝えたところ、株式会社GOZAとなった。

ささせ委員 考え方を継承していきたいという気持ちがあるとのことだが、現在の運営と大きく変わるような特徴的な提案はあるか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

提案内容については、リニューアルオープン直前に公開したいものもあると聞いているため、今話せる範囲で話す。株式会社ミズプラは、総合水処理メーカーとして循環ろ過装置の納入実績が国内シェアナンバーワンと聞いており、中国やフィリピンでも実績がある会社で、設備会社と運営会社の両面を持っている会社である。ござらっせの存続に強い思いがあり、社会貢献をしたいということで、今設定している市民料金を引き続き設定するという提案をもらっている。高齢者の市民については一人あたり110円の補助を行政が出していたが、そういった補助なしに高齢者の市民料金も設定すると聞いている。それから、地域密着の運営を目指し、20年以上過ぎている設備の稼働安定と魅力向上のために投資を回し、決して収益を追求するわけではないというような提案であった。運営コンセプトに関しては、大きく三つあり、まずはテーマパーク化して1階と2階の大きく異なる特徴を活かして運営していきたいということ、子どもから高齢者まで3世代で楽しめるような設備にしたいということ、ホスピタリティ地域ナンバーワンを目指したいといったことを掲げている。なお、現時点では令和7年の秋に一旦休館して改修を行い、冬にリニューアルオープン予定で、それまでの間は基本的に今の料金のままとする。リニューアルの内容としては、サウナを強化した

り、ドライエリアが現在窮屈なので開放的にしたいということと、バーコードで料金を支払うPOSシステムを設置して利用者の利便性を図りたいといったものが主な内容となっている。

ささせ委員 1階にある神戸珈琲倶楽部は市民がよく利用しているが、ここはどうなるか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

カフェについてもいわゆるPFIコンセッションの運営権設定のエリアとなっており、引き続き喫茶店として経営状態を変えずに運営していくと聞いている。なお、直営で行っているものを委託の運営とするかどうかについては、現在運営事業者のほうで検討を進めているとのことである。

田崎委員 料金設定等のプレゼンテーションと現実との乖離、もしくは齟齬があったときに、違約金等の処分はあるか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

提案内容については基本的には要求水準以上のものをもらっており、それを市として認めているので実施してもらうこととしている。今後の経営が20年と長いため、予測できないところがある。特に財務上、資金が枯渇するような事態とならないようにモニタリングを進めながら、万が一市の要求水準を下回ることがあれば是正勧告をし、その上で改善されなければ、一番厳しい指導としては運営権の設定を解除することになっており、その際には最大で2億円の違約金を事業者に課すこととしている。なお、リニューアルの際に相当な額の投資をされると思われるため、2億円以上の投資があった場合はその違約金は課さないという契約内容で運営事業者と調整している。

田崎委員 質問の趣旨は、提案されていた料金設定等が実際には違った場合に、投資額にかかわらず市として対応が必要ではないかということである。処分はするのか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

料金設定については、少なくとも当面の間は提案された金額で運営されると想定しているが、PFIコンセッションの仕組みそのものが運営権を20年間与え、料金については運営事業者で決めるという性質のものであり、料金設定の変更に関しては運営事業者の判断になるものと考えている。ただ、収益を第一の目的としないという提案内容であることから、エネルギーコストが上がったり、競合施設による収益の低下など

がない限りは、当面は当初の料金設定のままであると思われる。なお、提案から変わることがあれば、あらかじめ協議の相談があるため、その際に内容や考え方をしっかりと意見交換して、最終判断を求めたいと考えている。

田崎委員 当面というのはどのくらいの期間か。また、違約金を取ることはあるのか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

秋に工事をして冬にリニューアルオープンをした後、どれくらいの期間同じ料金で運営するのかというのは市としてもわからないので、「当面」という表現になる。違約金については、事業者の取組内容が要求水準を下回ったときに発生するものであるため、料金の値上げがやむを得ないものであった場合には違約金を取る考えはない。

田崎委員 最初の答弁では、違約金の行使があり得ると言いつつ、今の答弁は、料金値上げについては通常の推移で要求水準を下回らない限り、違約金を求めることはないとのことである。何が違うのか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

料金の変動によって違約金を徴収するということは想定していない。逆に徴収する場合というのは、温泉事業のサービスが非常に低下し、利用者からたくさんのクレームが来るとか、例えば運営事業者の都合で頻繁に休館になるとか、そういったことが生じたときに、協議をして是正勧告や違約金の話題が出てくるというような想定である。

田崎委員 料金の設定で市民のクレームが増えるのも、水準が下がるということなので、是正勧告の可能性があるということだと理解した。令和6年11月に設立したSPC、特別目的会社が運営権を任せることになるが、このSPC自体に資本金がどの程度あり、資産がどの程度あるのか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

株式会社GOZAについては、株式会社ミズプラが100パーセント出資する会社であり、長久手温泉ござらっせの運営のみを行う会社となっている。資本金については1,000万円、それから代表取締役については、株式会社ミズプラの社長と同一で、取締役2名と監査役1名についても、株式会社ミズプラの取締役ということになる。

田崎委員 株式会社ミズプラ以外も提案した中で、株式会社ミズプラが選ばれたのか。もしくは株式会社ミズプラしか提案がなかっただけなのか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

提案事業者は、株式会社ミズプラ 1 者のみである。ただ、事前のサウンディングにおいては、多数の事業者が関心を寄せていたが、公募を行ったところ、結果的に 1 者となったということである。事業者の提案については、あらかじめ温泉交流施設運営事業者選定委員会という組織を有識者等で設立し、そこで公募資料や審査内容、審査の基準なども設けて、1 者のみの参加だった場合の最低水準ラインも設けた上で選定を行った。1 者ではあったがその基準を上回っていたため、株式会社ミズプラを選定したという経緯になる。

田崎委員 多数のサウンディング調査というのは何者ぐらいか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

サウンディングに臨んだ事業者は、5 者だったと記憶している。

田崎委員 議案質疑のときに、S P C の特徴として資金調達ができるというような答弁があったが、令和 6 年 11 月 11 日に設立されたばかりの会社であり、資金調達がどれだけできるのか、すごく心配である。資金調達ができるという根拠は何か。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

親会社の株式会社ミズプラについて、先ほど説明したとおり資本力も財務力もかなり大きい。その親会社の信用を元に金融機関が融資をするということが成り立つわけだが、こういった S P C 事業の場合、もし万が一親会社の経営が悪化して、倒産が危ぶまれるような状況となったときに、子会社である株式会社の資金が巻き込まれ、経営悪化して倒産するというようなことがあると、この公共事業を 20 年間行っていくということが難しくなる。それを防ぐ倒産隔離として、いわゆる親子のように 2 者が連帯して責任を持つのではなく、それぞれが資金調達を、独立性を持って行えるような仕組みとすることが重要であるということを委員会から言われている。

田崎委員 S P C だと資金調達ができるという根拠について質問している。資金調達の根拠的な部分で、例えばどれぐらいの額を調達できるのか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

実際の融資額についてはこの場で答えることは控えるが、リニューアルするということで、億単位の大きな額の融資を受けると聞いている。その際やはり親会社の信用という部分も大いにあり、金融機関から貸してもらえているということは聞いている。

田崎委員 株式会社 G O Z A が、融資が受けられ、ちゃんと資金調達できるのか

というところが一番大事である。確信はあるか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

金融機関から、今後融資を必要とする場合は出すといういわゆる証明書が市の方にも出されているので、間違いなく融資を受けてリニューアルをするということは確認できている。

山田委員

ござらっせは築 20 年経っており、機械設備や配管のリニューアル工事をするのに 20 数億円かかるということで、市で行おうとすると存続が難しいという話であったと思う。今回、株式会社GOZAが億単位の融資を受けてリニューアルするとのことだが、肝心なところである駆体とか設備とかのリニューアル工事についてはどうなっているか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

株式会社ミズブラは、本業がろ過設備のメーカーということで、これまで何度もござらっせの機械室等を見てもらった。その時の感想としては、全国各地見ている中で、非常に綺麗で丁寧に使われているということだった。ござらっせは月に 1 回の定休日进行、全館清掃をしっかりと行っており、20 年以上過ぎているが設備としては、今後もしっかりとメンテナンスをしながら長く運営して使っていくことが、株式会社ミズブラのノウハウを使えば可能であると聞いている。それでも改修が必要となる部分については投資をして改修し、そうでない部分はメンテナンスをしながら今後も使っていくことが想定されている。

山田委員

メンテナンスも含め、当初からいろんな見積を取ったり等した中で、もう配管などの詳しい確認はしなくてもよいということか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

まだ実際に設備を開けたり、機械を止めたりしての点検はしていない。あくまで外から見た状況として、今のような所見を言われているということになる。外から見えない部分の劣化というのは多数あると思われるため、設備更新の計画を立てて、修繕をしていくことにはなと思う。決して今のままずっと使えるというわけではなく、そういう説明があったということである。

山田委員

あくまでも株式会社GOZAは運営権だけということだが、もし設備の修繕のため費用が発生する場合は、市が負担をするということか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

独立採算で運営してもらうことを前提に、PFI コンセッションの事業者を求めているので、温泉交流施設の運営に関する設備の費用につい

て、市が負担することはない。

山田委員 先ほど、市に対する違約金が最大2億円という話があったが、逆も考えられることである。例えば、温泉施設という形でありながら、もともと温泉の量が少なく、20年の間に温泉が枯渇して湯量が減ってしまったとか、井戸水が少なくなったなどの場合のリスクについて、株式会社GOZAや株式会社ミズプラの方から市に対して、解約できるような条項は契約書の中にあるか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

今後20年という長きにわたる運営になるので、温泉の湯量や井戸水の低減であるとか、大地震等の天災といった際のリスクについてどちらが負担するか、あらかじめしっかり想定した上で募集をしている。湯量については、温泉も井戸水もすべて民間事業者の負担になるということ募集しているので、そういう状況になった際に市が補填するという想定はない。

山田委員 つまり、そういった状況によって解約ということもあり得るということか。株式会社GOZAの方が、総水量が出なかったり、井戸水が出ないから解約をするということもありえるのか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

可能性はあるかもしれないが、おそらく状況に応じて、新たに井戸を掘るなどの対策をし、運営を続けることになるのではないかと想定している。可能性の話なので何とも言えないが、先方から解約したいという可能性がゼロと言い切ることは難しいかと思う。

伊藤委員 今後、温泉量がもし減ったとき、新たに井戸を掘ったりすることに関するリスクは運営権者の方にあると思われるが、そういう工事を始めるときなど大きな変更があるときは、運営権者側からきちんと連絡させ、例えば近隣地域の水に影響が出そうだからやめるようにとか、そういう要望を市からできるような仕組みになっているか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

運営権が設定された後についても、月に1回は必ず定期的な打ち合わせ会議を持つこととしており、それ以外においても、状況に応じて、事業者とは意見交換をしていく。特に地域の方への影響は市にとっても非常に大きな問題であるので、地域の方が困らないように、市としてしっかり意見を言っていきたい。

伊藤委員 市民に大きく影響が出るようなことに関しては必ず市に連絡すると

いう旨の、文書での取り決めはあるか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

今後事業者と、詳細を定めた実施契約を結ぶことになる。その契約の中で、市と事業者の関わり方や、市民との関わり方についてももしっかり明記する。

伊藤委員

暴風とか豪雨とか、感染症などの不可抗力のリスクを要因とする施設設備の経費の増加があった場合は、市の負担というのがある。これは、新型コロナウイルス感染症がまん延した際に長久手温泉に対して行った、何千万円かの補助金のようなことを想定しているのか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

不可抗力によるリスクの分担については、市と運営権者の両方に分担部分が示されている。ただ、運営の停止など、運営に関わるリスクについてはすべて運営権者が負う部分としている。実際、不可抗力のリスクというのがどういった状況で生じるのかは、想定される状況が多様であるので、実施契約の際に記載できるものについては記載し、想定が難しいものについては、その都度協議するということもあると考える。

伊藤委員

運営権に対して、抵当権を設定したり、譲渡されたりというようなことはあるのか。また、それが実行されたときはどうなるか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

運営権については、抵当権の設定ができる仕組みになっていることは事実であり、金融機関がそれを求めれば、抵当権を設定する可能性もあると考える。ただし、今回提案された内容では、20年間の運営権を得ることに対する対価は0円となっている。これは設備が老朽化しているからなどということではなく、市民料金を設定して、市に還元したいということだと思われる。

また譲渡については、会社の経営が傾いたときに事業を途中で止めてしまうことがないように、株式会社GOZAを引き続き運営してもらえ、その会社を新たに探し、その会社に譲渡するということは可能性としてはあると思う。

伊藤委員

譲渡された際、市は、譲渡された先の会社と株式会社GOZAの間に入って改めて話し合いをすることはできるのか。抵当権の設定後についても同様に、市が一緒に入って話し合いはできるのか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

万が一の想定として考えているというのが前提になるが、金融機関と

市と事業者で、倒産隔離に資する資金調達という大きな仕組みを構築しているところであり、その仕組みの中で、実際にもし質問のような状況になれば、新たな運営事業者と、市と株式会社GOZAで話し合いをし、今後の運営を継続できるように話を進めていくということになるのではないかと考えている。

ささせ委員 世間でも水質が話題になることが非常に増えてきている中、株式会社ミズプラは循環ろ過装置のメーカーであり、水質を良好に保つことができる企業であることも、選ばれた理由の一つかと思う。水質に関するいろいろな検査や管理は、主に株式会社ミズプラが行っていくのか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

水質の検査に関してはすべて株式会社ミズプラ、株式会社GOZAの方で行っていく。

わたなべ委員 福祉の家温泉施設は現在、市の避難所になっている。今後、株式会社ミズプラから更に、別事業者に譲渡された際には、災害時の避難所として活用できるのか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

福祉避難所に福祉の家が設定されていることは株式会社ミズプラも知っている。そして、災害時等に温泉を開放することで、地域の方々が非常に助かるということであれば、それも考えたいという声を聞いている。現在、今後の運営のあり方について話を進めているので、福祉避難所についても、論点としてしっかり考えていきたい。

福祉避難所についてより正確に説明すると。福祉の家の、福祉エリアの方が福祉避難所となっており、温泉エリアはそれに隣接する温泉交流施設という位置付けなので、福祉エリアで福祉避難所を運営していく上で関連することとして、災害時においては、温泉エリアの利用者も外に避難しなければならないので、そういった調整であるとか、温泉を開放できないかといったことを相談しているということである。

ささせ委員 水質について、例えばPFASやPFOAなどが結構問題になっており、株式会社ミズプラはそういったものについてもきちんと対応できることを確認しているが、万が一、水質にそういったものがあつたときは、市からもしくは株式会社ミズプラから、何らかの形で市民が知る機会を与えられるのか。

室長補佐 一般的には要求水準書の中で、法令等に適合した水質管理が求められているので、それに応じた対応を求めていく。もし複雑な状態になった

場合には、当然市にも報告し、議会にも報告するものと考えている。

田崎委員 株式会社G O Z Aが資本金 1,000 万円を出すというところまでわかったが、株式会社G O Z Aの従業員の確保についてはどういう考え方で進んでいるか。株式会社長久手温泉の従業員が現場に当たるのか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

従業員の雇用については、株式会社長久手温泉の従業員のうち、新しい温泉交流施設の運営者からの雇用を希望する正社員とパートについては、雇用するように調整を進めることをあらかじめ公募資料に定めている。現在事業者が決まったので、雇用に向けての準備を進めてもらっている。

田崎委員 株式会社長久手温泉は、この後どのようなようになっていくのか。M&Aのようになっていくのか、清算業務が別に進んでいくのか。また、株式会社長久手温泉が受託している地域いきいきライフ推進事業などの事業については、株式会社G O Z Aが引き続き受託するのか、また社会福祉協議会が受託するのか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

株式会社長久手温泉は、令和7年3月31日をもって清算事務に入り、半年ぐらいいはかかるとみている。現在株式会社長久手温泉が請負っている地域いきいきライフ推進事業等については、実施する事業者を新たに公募する。株式会社G O Z Aは温浴施設のみを運営する会社なので、株式会社G O Z Aが引き継ぐということは考えていない。

田崎委員 株式会社長久手温泉には、地域いきいきライフ推進事業を7・8年やってきたコアになる従業員がいると思われ、その人がいることで地域いきいきライフ推進事業を継続してこられたように思う部分もある。その方々が今後どこに所属されるかわからないが、引き続きやってもらえるといいなと思う。長久手市全体のことを考え、損失にならないような引き継ぎになっていくとよい。地域いきいきライフ推進事業は株式会社G O Z Aの受託業務ではないとのことだが、実際のところどうするのか。社会福祉協議会が受託するとして、そういうキーパーソンになる人がいないのは損失であり、サービス低下に繋がるのではないのか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

地域いきいきライフ推進事業を行っていた株式会社長久手温泉の健康増進事業部の社員について、今後の雇用先は、市としては株式会社G O Z Aか株式会社中日本エクススのどちらかへの雇用を希望すれば、雇

用を継続してもらえるように交渉はしている。あとは本人の意思ということになり、今後、面談や企業との調整の中で判断される。

地域いきいきライフ推進事業がどうなるのかということについては、新たに指定管理者を公募して、そういった事業が継続できるようにすると担当課から聞いている。

委員長 この際、暫時休憩。

＜午前 11 時 21 分休憩＞

＜午前 11 時 25 分再開＞

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

先ほどの答弁を訂正する。地域いきいきライフ推進事業については、指定管理ではなく福祉部の委託業務となる。

田崎委員 市が株式会社長久手温泉に出資した資本金 6,000 万円は、清算業務後に市に戻ると思うが、時期や還付の名目はどうか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

市が出資した資本金 6,000 万円で、残余財産を合わせると、多少変動はあるかと思うが恐らく 1 億円程度になると予想している。会社清算後、100 パーセント出資している本市に支払われる分配金については、市の歳入として金額に応じて公共施設管理基金に積立てをすることを想定しており、福祉の家や田園バレー交流施設関連の維持修繕の経費に充てていきたいと考えている。

田崎委員 山田委員の質問の中で温浴施設の運営にかかる費用は株式会社 G O Z A が持って、機械設備や空調設備、消防設備は、市の負担となるという説明があったが、よくわからない。温浴施設にかかる機械設備や空調設備、消防設備も含めて、温泉エリアではあるが、市のエリアというのがあるのか。そして、市の負担額はおよそどれくらいになるのか。

室長補佐 電気設備については、屋上にある高圧受変電設備は、温泉交流施設の中で使われるものだとしても市が負担する。空調設備については、全館空調機と、冷却塔という関連装置も全館一体であるため、市が負担する。消防設備については、火災報知器等の機械を市が負担する。運営事業者の負担となるのは、温泉交流施設の中に細かく枝分かれして入っていく

ような電気設備や機械設備、空調設備や防災設備である。

なお、市として今後かかる費用については、現在、福祉の家全体でいろいろと計画しているところなので、今答えることはできない。

田崎委員 それを明らかにして、運営事業者の負担とのバランスを把握したいというのは市民の要望でもあると思う。運営権を設定しても、まだ市の負担は続くということが、これからの課題である。以前は市職員のいわゆるOBが株式会社長久手温泉で勤務していたが、今回、このSPCの株式会社GOZAには市職員のOBが勤務する考えはあるのか。

企画政策課福祉の家公民連携推進室長

株式会社GOZAには、市職員のOBが出向ないし再就職することは全くない。

川合委員 キュービクルは市が設置したわけだが、株式会社GOZAと電気料金の負担はどのように分けるのか。使った分をきちんと徴収するようにするのか。

室長補佐 実際の電気料金の負担については、温泉交流施設で使った分については運営権者の負担になり、福祉エリア側で使った分は市の負担となる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 親近感のある施設であり、長く使って、市民の憩いの場所として継続してほしいと考えている。20年間という期間を区切って民間に運営権を譲渡されるということだが、3年とか5年の指定管理でも経営が苦しくなり駄目になってしまうことがあるのに、20年間は長過ぎると思う。市民に継続して楽しんでもらうため、やはり安定した経営をしてほしいと思うので、反対する。

賛成討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 72 号 文化の家特定天井等改修工事（ゼロ債務、余裕期間・発注者指定）請

負契約の締結について

文化の家館長 議案第 72 号について説明

山田委員 今回 3 者が入札に参加し、3 者とも同じ金額だったが、予定価格と最低制限価格はいくらか。

施設係長 予定価格は税抜き 8 億 380 万円、最低制限価格は税抜き 7 億 3,949 万 6,000 円である。

山田委員 請負契約 8 億 1,344 万 5,600 円は税込みの金額で、3 者ともすべて最低制限価格の 7 億 3,949 万 6,000 円で落札し、くじ引きという形で決まったとのことである。入札は公正に行われたか。

施設係長 金額については、本市の基準に合わせて計算して算出されたかと思うので、情報漏れとかそういったことは一切ない。

田崎委員 前回の入札不調から、具体的にどのような変更があり、契約に至ったのか。

文化の家館長 実工期を 3 か月延長し、また着手日を令和 7 年 4 月 1 日からとしたことにより、技術者を配置しやすくした。そのほか、足場の設置方法の見直しや、設計単価を令和 6 年 8 月時点の基準に更新し、予定価格を増額した結果、無事落札となった。

山田委員 今回の工事によって令和 7 年 1 月から令和 8 年 8 月まで休館になるということだが、現在設備会社と長期で委託契約をしており、休館中はこの契約はどうなるのか。3 月で減額補正をするのか。

施設係長 委託業務については、舞台管理の常駐スタッフが 4 名配置されているが、その人数を 1 名に減員することを考えている。施設管理業務を委託しているホームメックス株式会社についても契約は継続していくので、令和 7 年度は配置人数を現在より少し減らして対応していきたいと考えている。

山田委員 令和 7 年 1 月から休館になるとのことであり、令和 6 年度中の令和 7 年 1 月から 3 月まではどうか。

文化の家館長 令和 6 年度分についても、工期が少し変更になったので、業務の見直しを考えている。ホームメックス株式会社と、今後話を詰めていく。

山田委員 減額補正を出す形になるか。

施設係長 補正ではなく、現行の契約の中で協議をしていこうと考えている。

山田委員 変更契約する形で対応するということか。

施設係長 そのとおりである。

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、可決

陳情第 4 号 地元自治体との連携による商工会支援体制の強化と地域商工業振興 に対する施策の拡充に係る陳情

委員長 愛知県商工会連合会及び長久手市商工会から、地元自治体との連携による商工会支援体制の強化と地域商工業振興に対する施策の拡充に係る陳情書が持参により提出された。委員会としてどのような処置とすべきかについて、意見はあるか。

田崎委員 この陳情は毎年「本市の当該関係機関に善処方を求める。」という処置をとっているため、同様の処置が適切と考える。

委員長 当該関係機関に善処方を求めることについて、異議はあるか。

＜異議なし＞

委員長 陳情第 4 号は、当該関係機関に善処方を求めることとする。

所管事務調査

1 ごみ処理手数料（ごみ袋）値上げの今後の見通しについて

2 一般廃棄物処理基本計画（令和 6 年度～令和 15 年度）に基づくごみ減量資源化 について

環境課長 ごみ処理手数料、いわゆるごみ袋の値上げについての今後の見通しについて説明する。本市では、ごみの減量や資源分別の促進効果があるとされている取組の一つとして、燃えるごみ袋の値上げについて検討を行ってきた。過去の経緯や現状、今後の見通しについて順次説明する。まず経緯と現状について、令和 3 年度に燃えるごみ袋の値上げ方針について市民への周知を行い、地域意見交換会を述べ 32 回開催して趣旨の説明を行ったところ、ごみ袋の値上げとごみの減量や資源分別の促進との関係がわかりづらく、財源確保を目的とした値上げのほうがりやすいのではという意見を多く得た。その後、内部で検討した結果、それまでの方針を変更し、令和 4 年 6 月議会での手数料条例改正の議案上程を見送り、長久手市ごみ減量収集アクションプラン

を策定することとした。また、一般廃棄物処理基本計画にごみ減量目標や検証時期を明記し、期間を定めてごみ減量状況を検証することとした。そして令和5年度には一般廃棄物処理基本計画を策定し、全19項目の取組を決め、毎年度、主要成果指標、一人一日あたりの家庭系燃えるごみの排出量の減量状況を確認することとして、減量目標から乖離が続く状況になった場合には、ごみの減量状況や分別の動向を見ながら、手数料の見直しを検討することとした。今後は、主要成果指標である一人一日あたりのごみ排出量を、毎年度検証する。具体的な目標値は、令和15年度の一人一日あたりの家庭系燃えるごみの排出量を、386グラムとしている。続いて、一般廃棄物処理基本計画に基づくごみの減量・再資源化についてだが、燃えるごみを減量する方法としては、大きく資源分別と、ごみそのものの発生抑制がある。本市で毎年実施している燃えるごみの組成調査によると、資源が約30パーセントも混入していることが判明しているため、今後資源分別に注力して取り組んでいく必要があると考える。一般廃棄物処理基本計画における資源化の方針について、計画の各施策は、令和4年度に策定したごみ減量収集アクションプランを軸として掲げており、四つの基本施策の一つである「資源化の促進」の中で、五つの取組を掲げて進めていく。具体的な施策とその取組状況は、一つ目が分別、回収品目の細分化、二つ目が資源回収拠点の増設、三つ目がペットボトルの水平リサイクルであり、ペットボトルの水平リサイクルについては令和5年度から既に実施済みである。それから四つ目がプラスチックの一括回収の検討、五つ目が剪定枝リサイクルの検討である。最後に、令和6年度の環境事業概要の抜粋の資料を参考までに添付した。燃えるごみと燃えないごみ、粗大ごみ、資源の四つの項目別に、令和元年度から5年度までの一人一日あたりの排出量の推移と全体量について、それぞれグラフにまとめたものとなっている。特徴的なものとしては、燃えるごみ袋の値上げの一番の元になっていた、一人一日あたりの家庭系燃えるごみの推移で、令和元年度と2年度までは横ばい状態であったが、令和3年度、4年度、5年度と次第に減っている状況がわかる。さらに燃えるごみが減っているということは資源化が進んでいるものと考えられるが、こちらの実は令和3年度までは横ばいだったのが、令和4年度、5年度と量が減っている状況である。このことから、資源化が進んでいるということもさることながら、社会全体のご

みの量そのものが減っているという状況が、本市だけではなく全国的にも見られる。例えばビンであったものがペットボトルに替わると、重さが劇的に減る。それから、これまでプラスチックを多く使っていたものをなるべく使わないような社会構造になってきたとも言えると思う。

山田委員 令和2年度に市民から市長に対して、ごみ袋の値上げ中止を求める1,883名の署名が提出され、議会にも要望があり、これを受けて市は見送りをしたという経緯があったと思う。令和3年に目標値が設定され、令和5年度に一人一日あたりの家庭系燃えるごみの量395グラムを達成しないと、もえるごみ袋を1枚15円から50円に値上げするという経緯だったと思う。今の説明では令和15年度の目標値が386グラムということであり、令和15年度に目標達成していなかったら値上げする、だから令和15年度までは値上げしないという解釈でよいか。

環境課長 そういうことではなく、年度ごとのそれぞれの減量目標と乖離するような状況が続く場合は、ごみの減量状況や分別の動向を見ながら、手数料の見直しを行うということを説明している。例えば、令和6年度は448グラム、令和7年度は441グラムというような形で、年度ごとに目標値を掲げており、年度ごとに検証した結果、乖離が続くような状況であれば、やはりごみ袋の値上げを一つの方法として検討するというように理解いただきたい。

山田委員 値上げに踏み切るタイミングは、どの数字がどうなったときか。

環境課長 具体的に何がどんな数値になったら乖離と認めるかという基準は設けていないが、令和15年度の一人一日当たり386グラムという目標が、到底達成できないペースと認められた場合になると考える。全体の推移を見ながら、検討、検証を行って判断していきたい。

山田委員 令和3年度のときは、いきなり市民に値上げすると周知して混乱が起きたが、今回はある程度その辺りのことを事前に告知をして、市民がわかるように何度も説明するということでよいか。

環境課長 唐突な発表はせず、今こういう状況になっており、このままだと値上げも検討することになるということは、市民には少し余裕を持って説明していきたいと考えている。

山田委員 資料には、ごみを減量する方法として、大きく「資源分別」と「ごみそのものの発生抑制」があり、資源化の促進の具体的施策として五つ挙がっている。その中の「剪定枝リサイクルの検討」について、貸

し出している剪定枝の機械が家庭用だとすると、太い幹はどうしても入らない。かといって、もし細いものを細かくチップにすると、それを燃えるごみとして入れてしまう人もいるかもしれない。そう考えると、剪定枝はまた違った回収の仕方をしたほうがいいのではないかと
思うが、どう考えるか。

ごみ減量推進係長

剪定枝の回収方法については、現在、近隣の事例を研究しているところであり、瀬戸市では令和5年度から選定枝の回収を開始している。6月から11月までの間で試行的に予約回収を実施し、加えて瀬戸市のし尿処理施設であるクリーンセンターで、通年、市民の剪定枝を受け入れている。尾張旭市では、現在は剪定枝を回収していないが、令和7年度から市内の事業者が、岐阜県にある剪定枝のリサイクル施設に直接持ち込めるように進めていることと、令和8年度からは市民を対象に、場所はまだ未定だが拠点回収ができるように進めていきたいと聞いている。本市としても、チップ化してどのように回収するのか、何ができるのかを考えていかなければならないと認識している。

山田委員 尾張旭市と瀬戸市の事例を聞いて、恐らく、木材のリサイクル施設に持っていくという拠点回収の方向になるような気がするが、そこでまた委託業務が増えると思われる。予算的なことは大丈夫か。

ごみ減量推進係長

毎年3市がそれぞれ実施している燃えるごみの組成調査で、燃えるごみ袋の中に含まれている草木類の割合が、瀬戸市は燃えるごみ全体のうち9.1パーセント、尾張旭市は6.9パーセントであり、本市は1.4パーセントしかなかった。瀬戸市や尾張旭市は割合が高いので、費用対効果を考えてやるべき政策だと思うが、本市は現在のところ1.4パーセントしかないので、予算をかけてやるのかどうかを判断しなければいけないと思う。また拠点回収となると、剪定枝は発酵すると臭いが発生するため、場所をどこにするのかということも検討していく必要がある。こういった課題をクリアして初めて、実施に向けて進めていけるものだと考えている。瀬戸市の事例では、クリーンセンターで集めたものを、岐阜県にある剪定枝のリサイクル施設の方が回収にくるということだが、本市でも同じようにやるのかどうかも含めて、今後の検討課題と考えている。

伊藤委員 令和15年度に一人一日386グラムを目指すということだが、実績値

は令和5年度が430グラム、令和6年度の上半期は440グラムであり、やはりこのあたりの数字が限界ではないか。資源が約30パーセント混入しているとあるが、混入するだけの理由があると思う。例えばプラスチックは、小さいものは汚れをきれいにするのがなかなか難しく、手間と時間がかかる。紙に関しては、紙面の内容から秘密にしたいこともあるだろうし、服も同じような理由でリサイクルに回せないこともあると思う。そういう、燃えるごみに混入するだけの理由もあって、きちんと分別している人にとっては限界と思えるくらいまでしているのではないか。本当に目標どおり300グラムぐらいに減らしたいということになると、分別していない人がやるか、先程話があったようにビンをペットボトルに替えるというような努力を企業にしてもらうか、プラスチック製品自体を水平リサイクルで使っていくような仕組みを整えるかなど、事業系のごみの減量についても対策しないと、市民の努力だけで達成するのはなかなか難しい。本気でごみを減らしたいのであれば、もっと根本的に何とかしないといけないと思う。目標としている386グラムという数字に対して、どのように達成しようと考えているのか。また、達成の見込みはあるのか。

ごみ減量推進係長

確かにこのままでは、386グラムという目標は達成できない。この386グラムの根拠は、基準年度としている令和4年度の一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量455グラムから、ちょうど15パーセント減量した値である。令和3年度にごみ袋値上げの方針を打ち出した際にも、15パーセント減らそうという話をしてきており、本市としては一貫して方針は変わらない。これを達成するために一般廃棄物処理基本計画を作り、令和15年度までの間、毎年の目標を掲げて検証し、19項目の施策を実施することによって、386グラムの達成を想定している。現状この19項目の施策の全てに取りかかっているわけではなく、これから取り組む施策を通して、少しずつ減らしていく。限界ではないかということについては、現状、燃えるごみ袋の中に含まれている約30パーセントの資源のうち、せめて半分、15パーセントを減量してほしいという思いであり、市民自身の分別意識が高まるような施策を幾つも実施する。例えば、プラスチック製容器包装の指定袋について、現在は大きなサイズの1種類しかないが、少し小さいサイズのものを作る。大きい袋だと家に置いておく期間が長くなり、臭いもする

ので、燃えるごみで捨てればよいという意識になりがちだが、小さいサイズの袋があれば、それだけ分別して出そうという意識を持ってもらいやすくなると考えている。他にも、そういった意識を変えていく施策を実施していきたい。

伊藤委員 企業に対しての啓発活動や、提案は難しいか。

ごみ減量推進係長

事業者に対しては、19 項目の施策のうち 2 項目の取組を掲げている。一つは指導啓発であり、現在も実施していることではあるが、分別せずに廃棄する事業者に対し、直接話すため現場に行って指導をする。もう一つは、食品ロス削減の推進である。飲食店や小売店などでは、どうしても残飯のようなものがたくさん出て食品ロスが発生するので、例えば、食品ロスリサイクルができる施設もあることを紹介し、燃えるごみではなく資源にできるという声かけなどができると考えている。家庭系のごみだけでなく、事業者にも働きかけていきたい。

ささせ委員 尾張東部衛生組合の晴丘センターで進められている焼却施設の建替えについて、国からの補助金を得るにはプラスチックの一括回収を行う必要がある。そう考えると、近いうちにプラスチックの一括回収を実施しなければならないのではないかと思うが、どのように進んでいるか。

ごみ減量推進係長

晴丘センターの建替え費用の一部に国の交付金を充てる予定としており、要件として 3 市全てがプラスチック一括回収の取組を実施している必要がある。現状は尾張東部衛生組合が事務局となり、3 市と調整しながら足並みをそろえて進めているところである。また、民間事業者のノウハウも取り入れるため、中部電力と尾張東部衛生組合、3 市の 5 者でプラスチック一括回収に向けた共同研究を進めている。共同研究の結果を基に一括回収の方法を検討し、令和 11 年度までに取組が実施できるよう、調整を進めているところである。

ささせ委員 3 市共同で進めていくという認識でよいか。

ごみ減量推進係長

当初は 3 市がそれぞれプラスチックの一括回収の検討を進めていたが、近隣に一括回収の中間処理ができる工場がなく、なかなか検討が進まなかった。尾張東部衛生組合が 3 市の調整役を買って出してくれ、

共同研究をしながら、できることを今模索しているところである。

環境課長 補足として、プラスチックの一括回収を共同で実施することが方針として決まったわけではなく、まずは共同研究をして可能性の調査を実施しているということである。

プラスチックの一括回収を3市共同で行うのか、個別にやっていくべきかについては、令和6年度末までに研究の成果が報告書として中部電力から上がってくるので、それを受けて各市で再度検討し、決定することとなる。

委員長 質疑がないようなので、所管事務調査を終了する。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前 11 時 58 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和6年12月2日

総務くらし建設委員会委員長 野村 弘